

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	川口市 障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害者総合支援法に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和8年8月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	【各種給付について】 ・障害者手帳等を所持している市民から申請を受け、認定調査などを行い、支給決定をし、決定通知書や障害サービス受給者証の発行を行う。 ・サービス提供を行った事業者へ、埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）を経由して給付費を支給する。 ・高額福祉サービス対象者へ勧奨、申請受理、支給決定後、給付費を支払う。 【医療費（更生分）について】 ・身体障害者手帳所持者の障害の軽減・除去のための医療費助成の受給決定を行う。 ・支給認定後、指定医療機関で受療した費用の一部について、国保連等を経由して公費負担を行う。 【医療費（育成分）について】 ・身体に機能障害があり、手術等により機能回復が見込まれる方が、医療費助成を受けるために申請を行う。 ・給付可否の認定を行い医療費助成の受給決定を行う。 ・支給認定後、指定医療機関で受療した費用の一部について、国保連等を経由して公費負担を行う。 【医療費（精神分）について】 ・精神科に通院している人が、医療費助成を受けるための申請を行う。 ・申請をとりまとめ県に進達。県が支給決定を行う。 ・県が交付した受給者証を対象者に送付する。 【補装具について】 ・補装具の購入、修理を希望する方が助成を受けるための申請を行う。 ・内容の審査を行う。 ・提出された申請書類を確認、審査し利用者負担額の決定を行う。 ・決定通知、支給券を発送する。 ・補装具の支給券と請求内容を確認、審査し支払いをする。 【地域生活支援事業について】 ・地域生活支援事業の利用を希望する市民から申請を受け、認定調査などを行い、支給決定をし、決定通知書や障害サービス受給者証の発行を行う。 ・給付費の審査・支払を行う。 ・サービス利用状況を審査し支払いをする。
③システムの名称	・障害者福祉システム ・個人住民税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム（庁内連携システム） ・団体内統合宛名システム ・住登外管理システム ・既存住民基本台帳システム ・国民健康保険システム（資格） ・生活保護システム

2. 特定個人情報ファイル名

障害者自立支援の各種給付ファイル・障害者自立支援の各種給付（高額）ファイル・自立支援医療費（更生）ファイル・自立支援医療費（育成）ファイル・自立支援医療費（精神）ファイル・障害者生活支援ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）第9条第1項 別表の117項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市（総務部行政管理課情報公開文書係）〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市（総務部行政管理課情報公開文書係）〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うと同時に複数人の目で入力内容を確認することを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう案内している。また、福祉総合システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行う対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	－	【別表第2における情報提供】(追加) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12・19・30・31・44条 【別表第2における情報照会】(追加) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年3月30日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	障害者福祉システム・個人住民税システム・中間サーバ・共通基盤システム・団体内統合宛名システム・国民健康保険システム(資格)	・障害者福祉システム ・個人住民税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム ・税宛名管理システム ・住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム) ・国民健康保険システム(資格) ・生活保護システム	事前	埼玉県事務処理特例条例の一部改正により、平成29年4月1日より一部事務の権限委譲をうけるため
平成29年3月30日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】(略) ・16、26、56の2、57、87、109、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12・19・30・31・44条 【別表第2における情報照会】(略) ・108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条	【別表第2における情報提供】(略) ・第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・108・109・116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条・第10条・第12条・第14条・第19条・第27条・第30条・第31条・第44条・第55条・第59条の2 【別表第2における情報照会】(略) ・108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条・55条の2	事後	番号法別表第2、主務省令の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	障害福祉課長 伊藤 雅章	障害福祉課長 日露 輝夫	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	障害福祉課長 日露 輝夫	障害福祉課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－1 対象人数－いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－2 取扱者数－いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 番号法第19条第7号別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。 (以下略) 【別表第2における情報照会】 番号法第19条第7号別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。 (以下略)	【別表第2における情報提供】 番号法第19条第8号別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。 (以下略) 【別表第2における情報照会】 番号法第19条第8号別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。 (以下略)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】(略) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条・第10条・第12条・第14条・第19条・第27条・第30条・第31条・第44条・第55条・第55条の2・第59条の2(以下略)	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条・第10条・第12条・第14条・第19条・第27条・第30条・第31条・第44条・第55条・第55条の2・第59条の2の2	事後	令和2年7月31日施行の番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令改正に伴う条ずれにかかる変更
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	共通基盤システム(庁内用連携システム)	共通基盤システム(庁内連携システム)	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)	団体内統合宛名システム	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	税宛名管理システム	住登外管理システム	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 別表第1の84項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第60条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 別表の117項	事後	番号法別表の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 番号法第19条第8号別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの。(障害者自立支援給付関係情報) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの。 ・第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・108・109・116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条・第10条・第12条・第14条・第19条・第27条・第30条・第31条・第44条・第55条・第55条の2・第59条の2の2	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項	事後	番号法別表第2の廃止及び主務省令の制定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報照会】 番号法第19条第8号別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条・55条の2・55条の3	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項	事後	番号法別表第2の廃止及び主務省令の制定に伴う変更
令和7年12月26日	II しきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の変更による修正
令和7年12月26日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の変更による修正
令和7年12月26日	IVリスク対策－8人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	評価書の様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	IVリスク対策－11最も優先度が高い考えられる対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更